

化学物質取扱事業者への支援措置 ～ 特に中小規模事業者への支援 ～

1 国(厚生労働省)の事業

事業名	事業内容、実績
①都道府県労働局、労働基準監督署において、SDS制度の普及啓発、指導・支援	平成25年度行政運営方針(抜粋) ウ 化学物質による健康障害防止対策 化学物質の取扱い事業場について、発がん性を始めとした危険有害性に 応じて適切なばく露防止措置が徹底・促進されるよう、労働衛生管理上問題 があると考えられる事業場を中心に、監督指導、個別指導や集団指導等に より、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等の遵守徹底を 始めとした適切なばく露防止措置の指導を行う。また、各種機会を捉えて化 学物質の使用者・製造者等に対して、化学物質の譲渡・提供時における危 険有害性情報の確実な伝達を指導する。
②厚生労働省HPIによるSDS制度の利用促進	◎モデルSDSを提供(24年度アクセス数:約170万件) ○RAの支援ツールとしてコントロールバンディングのシステムを公開
③化学物質管理支援事業	モデルSDSの作成を行い、厚労省のHPにて公開している。(現在 2500物質作成済み)
④化学物質管理に関する相談窓口	SDSに関する相談等について電話相談窓口(年間96日)を設置

2 中災防の自主事業

事業名	事業内容、事業実績(平成24年度)
化学物質等リスクアセスメント事業	事業場の化学物質等のリスク評価、リスク低減措置の提案等を行 う。(平成24年度60件)
化学物質管理に係る人材養成研修	①化学物質管理基礎研修(6回、190人) ②SDSの読み方研修(8回、168人) ③コントロールバンディングによるRA研修(2回、21人) ④化学物質リスクアセスメント専門研修(8回、131人) ⑤ラベル表示・SDS活用セミナー(1回、11人)